

脳・心臓ドック受診促進助成金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 6 日

一般社団法人 宮崎県トラック協会

(目 的)

第 1 条 この要綱は、(一社) 宮崎県トラック協会 (以下「宮ト協」という。) が行う、会員事業者 (以下「会員」という。) が行う運転者の脳・心臓ドックの受診に係る助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進し、運転者の脳・心臓ドックの受診率の向上を図り、健康状態に起因する事故を防止することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 宮崎県内の営業所に所属する者とする。ただし、前年度会費未納事業所は助成対象外とする。

(助成対象検査)

第 3 条 助成の対象となる検査は、脳・心臓ドックとする。

(健康診断のオプションでも可)

但し、診療の対象となった脳ドックの受診は、助成対象外とする。

(助成額・上限人数)

第 4 条 助成額は、1 名につき 5,000 円とし、1 社あたり 5 名を上限とする。

(助成対象期間及び受付期間等)

第 5 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 15 日までに支払いが完了したものを対象とする。

2 申請・請求書の受付期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 15 日 必着までとする。なお、上記期間内であっても予算に達した場合、その時点までとする

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金を受けようとする会員は、「脳・心臓ドック受診促進助成金申請・請求書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに協会窓口へ提出する。また、郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

2 添付書類等、必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

(助成金の決定)

第7条 宮ト協は前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、「脳・心臓ドック受診促進助成金交付決定通知書」を事業者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 宮ト協は前条の「脳・心臓ドック受診促進助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 宮ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 この要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は令和7年4月1日より適用する。